

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

都 市 建 設 委 員 会 記 録

日	令和7年6月16日（月）（第2回定例会）			
時	休 憩 午前10時0分 開議（午前11時24分～午前11時31分） 午後0時36分 散会			
場 所	第5委員会室			
出席委員	段 木 和 彦	岳 田 雄 亮	大 平 真 弘	守 屋 聡
	伊 藤 康 平	亀 井 琢 磨	川 合 隆 史	佐々木 友 樹
	小松崎 文 嘉	向 後 保 雄		
欠席委員	な し			
担当書記	岡 田 昌 樹 鈴 木 拓 哉			
説 明 員	都市局			
	都市局長	鹿子木 靖	都市局次長	岩田 真一
	建築部長	秋葉 秀樹	公園緑地部長	小川 賢
	都市総務課長	大宮 真人	建築管理課長	前田 健治
	営繕課長	中村 圭祐	建築設備課長	山尾 芳雄
	緑政課長	酒井 清	公園管理課長	志村 佳貞
	運営調整担当課長	植木 公章	総括主幹	金山 史生
	建設局			
	建設局長	山口 浩正	建設局次長（水道局長兼任）	山田 裕之
	下水道企画部長	中臺 英世	建設総務課長	松永 信隆
	下水道経営課長	吉井 信	下水道経理課長（水道総務課料金担当課長兼任）	海保 利枝
	総括主幹	坂村 公章		
	水道局			
	水道局次長	神田 稔	水道総務課長	布施 善幸
	水道事業事務所長	塩見 章		
	総合政策局			
	政策調整課長	三浦 賢太郎		
	市民局			
	スポーツ振興課長	山崎 直樹		
	補佐			
審 査 案 件	議案第86号・千葉市都市公園条例の一部改正について 議案第88号・青葉の森スポーツプラザ管理条例の一部改正について 議案第90号・議決事件の一部変更について（千葉市総合保健医療センター大規模改修工事に係る工事請負契約） 議案第91号・議決事件の一部変更について（千葉市総合保健医療センター大規模改修電気設備工事に係る工事請負契約） 議案第92号・議決事件の一部変更について（千葉市総合保健医療センター大規模改修機械設備工事に係る工事請負契約） 議案第93号・議決事件の一部変更について（千葉市療育センター大規模改修工事に係る工事請負契約）			

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

	議案第94号・議決事件の一部変更について（千葉市療育センター大規模改修電気設備工事に係る工事請負契約） 議案第95号・議決事件の一部変更について（千葉市療育センター大規模改修空調設備工事に係る工事請負契約） 請願第2号・水道・下水道使用料の値上げの中止を求める請願
協議案件	年間調査テーマの設定について 委員会視察について
その他	委員席の指定
委 員 長 段 木 和 彦	

午前10時0分開議

○委員長（段木和彦君） おはようございます。

ただいまから、都市建設委員会を開きます。

委員席の指定

○委員長（段木和彦君） 委員席につきましては、ただいまお座りの席を指定いたしたいと思っておりますので、御了承願います。

本日審査を行います案件は、議案8件、請願1件でございます。進め方の順序に従って進めてまいります。

なお、第3次議会運営活性化推進協議会において、議案等審査時の質疑と賛否表明、意見要望の発言場面の分割については、試行を継続するという位置づけで、今後も同様の取組を続けることが決定されております。

このため、当局からの議案説明を聴取した後、まず質疑のみ行っていただき、質疑を行う委員の発言が全て終了した後、おおむね3分以内で賛否表明、意見要望に関する発言をお願いいたします。

また、案件審査終了後、年間調査テーマ、委員会視察についての協議も予定しております。

傍聴の皆様申し上げます。委員会傍聴に当たっては、委員会傍聴証に記載の注意事項を遵守いただきますよう、お願いいたします。

議案第86号審査

○委員長（段木和彦君） それでは、案件審査を行います。

初めに、議案第86号・千葉市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。都市局長。

○都市局長 都市局でございます。

議案第86号につきまして、公園緑地部長より説明させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（段木和彦君） 公園緑地部長。

○公園緑地部長 公園緑地部でございます。議案第86号・千葉市都市公園条例の一部改正について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

都市局議案説明資料により説明させていただきます。

資料の2ページをお願いいたします。

初めに、1、改正の趣旨ですが、（1）有料公園施設の供用時間の変更については、近年の利用状況を踏まえて、花島公園弓道場の供用時間を変更するものでございます。

（2）指定管理者に管理を行わせる有料公園施設の利用料金の上限額の改定については、受益者負担の適正化及び物価高騰下においても引き続き施設を適正に管理する観点から、現指定管理期間が令和8年3月31日で満了となる有料公園施設について、利用料金の上限額を改定するものでございます。

2、改正の内容ですが、（1）有料公園施設の供用時間の変更は、別表第2の花島公園の弓

道場の供用時間について、午前9時から午後5時までを、午前9時から午後9時までに変更するものでございます。

(2) 指定管理者に管理を行わせる有料公園施設の利用料金の上限額の改定については、①対象施設が都市緑化植物園みどりの相談所、講習室、亥鼻公園集会所、都市公園スポーツ施設として千葉公園など、記載のとおりでございます。

②料金改定の考え方は、千葉市公共施設使用料等設定基準に基づき、利用料金の上限額を改定するものですが、改定に当たっては、大幅な増額とならないよう、前回改定した平成23年度からの物価高騰を踏まえ、改定率について、現行料金のおおむね1.3倍の範囲とするものでございます。

3 ページをお願いいたします。

利用料金単価の算定式は記載のとおりでございます。

③主な利用料金の上限額の改定例は別紙のとおりで、4 ページ、5 ページとなっております。

例えば、都市緑化植物園みどりの相談所、講習室では、午前9時から正午までの利用について、現行料金が930円のところ、改定後の料金が1,200円となります。

そのほかの主な料金改定は、記載のとおりでございます。

3、施行期日は令和8年4月1日でございます。

説明は、以上でございます。

○委員長（段木和彦君） ありがとうございます。

これより質疑に入りますが、委員改選後初めての案件審査となりますことから、委員の皆様へ申し上げます。

御質疑等に当たっては、最初に一括か一問一答か、質問方法を述べていただくほか、一問一答の場合は、答弁を含めおおむね30分以内をお願いいたします。

それでは、質疑がありましたらお願いいたします。伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 一問一答でお願いいたします。

全体的に言えることなのですが、まず、現在の改定する前までの利用率は一体どれぐらいであったのか、確認させてください。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

利用率につきましては、各施設ごとに利用率がございます。例えば、みつわ台第2公園の野球場ですと利用率が44.3%、庭球場ですと89.6%、古市場公園の野球場ですと31.9%、庭球場につきましては56.7%、有吉公園につきましては野球場が46.7%、庭球場が75.2%、主な利用率としましてはそのような状況になっております。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） ありがとうございます。

場所によって利用率がずいぶん異なっているのですけれども、これまで利用率を上げるための取組についてどのように図られてきたのか、お聞かせください。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

これまで現場の運用としまして、利用者の声などを聞いたところで、例えば、時間の延長で、夏季におきましては日没までの営業時間を延長するなどして、利用者の声を聞きながら対応したり、現場のほうでいろいろと実際の利用者のニーズに応えた形で運用を行っております。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） よく分からないのですけれども、現場の声を聞いて、現場の人たちの声に沿った形で進めていますと言っているのですけれども、実際にどのような声が上がってきて、どのように運用をしてきたのかが知りたいので、抽象的な御意見ではなくて、どのような声があってこうしましたという、全てではなくていいのですけれども、具体的にどのように改善を図ってきて利用率が上がってきたのかをお示しいただければと思います。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 具体的には、例えば、施設の利用に関することで、劣化した施設だと、安全・安心に使えるように、テニスコートなどの路面とかの補修であるとか、あと、グラウンドの整備に係るものや、そのようなものを具体的に声として受け止めまして、利用者の方が安心して使えるように反映して、利用を促すことを行っております。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 分かりました。

今回、料金改定ということで、弓道場については時間を延長して利用する範囲を広げているわけなのですが、料金改定に伴って、当然料金が上がるということは利用者の負担が増えるのですけれども、料金改定と併せて、さらに利用率をどのように上げていけるのか。もっと言えば、利用率を上げたことによって、どのようなことを今想定されていらっしゃるのか。現状変わらないと考えているのか、料金を上げて利用率を上げていくことができるとお考えなのか、そこら辺の考え方を示していただければと思います。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

今回の料金改定の目的といいますのが、物価上昇に伴いまして、実際の受益者負担と現行の料金とで乖離が出ているということで、その乖離を料金改定によって埋めることで適正な管理が行えるという今回の改定を行っております。

あと、花島公園の弓道場につきましては、現状で利用者の方がいるということで、それに応じて時間延長に対応していくものでありますので、既にそのようなニーズに対応して、それらの方に継続的に利用していただけると認識しております。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 分かりました。

以上です。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 一問一答でお願いします。

まず、今、伊藤委員からありました花島公園の、今回の改定の中身の有料公園施設の供用時

間についてなのですけれども、実際、今の弓道場は9時まで延長されて使われているという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

花島公園の弓道場の現在の夜間利用につきましては、利用者からの要望を受けまして、指定管理者からの協議という形で対応を行っております。今回の改正は現在の利用状況を踏まえての改正になります。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） あと、ほかの施設についてですけれども、例えば、野球場や庭球場、球技場などについても、例えば、照明を設置してほしい、時間を延長してほしいなど、そのような要望はあるのかと、もしそのような要望が出た場合の市の対応はどうされるのでしょうか。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

まず、スポーツ団体等から照明灯を設置して夜間利用を可能にしてほしいといった要望は現時点では特に受けておりません。また、時間延長につきましては、照明設備のない施設などについて、夏季の時間延長など、そのような形で要望者の要望に対応するように行っております。

なお、今後施設の整備を要するような要望があった場合につきましては、費用対効果などの十分な検討を行いまして、慎重に対応していく必要があると考えております。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 今回、料金改定ということで、スポーツ団体の利用や個人の利用での影響をどう考えているのかということです。今回の利用料の改定は1.3倍の範囲内とするということで、1.3倍近くの料金が設定されるということで、改定について、やはり利用者であるスポーツ団体や個人の方への意見の聴取など、このようなものが行われてきたのかをお伺いいたします。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

まず、今回の料金改定に係りまして、皆様の負担増となってしまうことにつきましては、大変申し訳ないと考えております。本来受益者に負担をお願いする部分が、施設を利用しない方々から頂きました市税等で賄っている状況にあるため、施設の管理コストが上昇する中、受益者負担の適正化等の観点から、料金改定をお願いするものです。

また、改定率につきましては、前回改定した平成23年度からの物価高騰を踏まえまして、現行料金のおおむね1.3倍の範囲としておりますので、御理解をいただきたいと考えております。

なお、改定に当たりまして、利用団体等の御意見につきましては伺ってはおりません。今後、丁寧に周知等を図っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 平成23年度以降の物価高騰もありますが、近年の物価の上昇はすごく市民生活にも大きく影響しているわけです。様々なコストが上昇する中で料金改定をお願い

いすることは、意見は後でということですが、これだけの物価高騰の中で、料金を改定しないで、しっかりと市民のスポーツ文化の発展につなげていく点では、そのようなことも内部で検討されていないのでしょうか。低く抑えていくことの議論は、先ほど答弁があったような中身でとどまってしまうのか、そのあたり、もう一度お願いできますか。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

料金改定につきましては、全市的なところでは、再生エネルギー等の脱炭素の取組によって、今後光熱費の削減などに取り組んでいく予定であります。今回は、それでもなお現場の現行の料金との乖離が生じているということで、受益者負担をお願いしたいと考えているところです。これによってその乖離を埋めることで、適正な管理を続けていくことができるという趣旨でございます。

以上です。

○委員長（段木和彦君） よろしいですか。

○委員（佐々木友樹君） はい。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） すみません、お願いします。端的に一問一答で3点ほど伺いたいと思います。

3ページに受益者の負担率とありますが、先ほども御答弁で説明があったかと思うのですが、都市公園のスポーツ施設は50%ということで、ほかの都市緑化植物園の講習室や亥鼻公園の集会所は20%ということなのですが、この辺の考え方について、改めてお聞きしたいと思います。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

受益者負担率についてですが、こちらにつきましては千葉市公共施設使用料等設定基準がございまして、そちらで設定されている負担率がございます。例えば、スポーツ施設であれば50%、あと都市緑化植物園など、そのような講習室の場合は20%と、目的や施設の分類によって定められています。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） 一応そのように決まっているということなので、いろいろそれぞれの施設の内容や使われ方などで違いがあるのだらうということで、分かりました。

2つ目は、4ページ、5ページに料金改定が様々あるのですが、その中で千葉公園の、例えば、プールの施設があると思います。ほかにも市営のプールがあるかと思うのですが、プールについては今回改定はあるのでしょうか、ないのでしょうか。その辺、お示しいただければと思います。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

プールにつきましては、千葉公園をはじめ、現行の個人利用につきましては、料金は据置きということで、今回改定はございません。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） 何でプールは据置きなのかというのは、いかがですか。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 プールにつきましては、他の市の屋内プール等との比較をした際に、利用率等の比較によりまして、現行の屋外プールなどは比較的既存の屋内プールなどと比べて少し割高になって、逆に屋内プールの稼働率の高いところが少し低く算定されてしまうようなところもありまして、そこは一律で同類の施設とそろえるということで、今回は据置きとしております。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） プールは据え置くということで、分かりました。

それから、先ほど伊藤委員から、利用率の向上をやはり図っていくべきではないかということでお話があって、そうだと思ったのですがけれども、すみません、単純な質問なのですが、例えば、3ページに利用料金の単価があって、利用数で割っていますので、単純に利用率が高い施設は料金単価は低くなっていき、利用率が低い施設は単価は高くなっていくというような理解でよろしいですか。すみません、基本のところなのですが。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

利用率につきましては、ほかに管理運営にかかるコストも計算上反映されますので、同じ管理運営コストであれば、利用率の高いところのほうが低くなりますし、利用率の低いところが高くなる計算になります。

○委員長（段木和彦君） 亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） 最後になりますけれども、そうすると、利用率を高めていけば利用料金が下がっていく、あるいは、今回の1.3倍というのは物価高騰なので仕方ないかと思うのですが、上げていけば利用料金をある一定の値段で維持できる、あるいは上げずに済むということにつながっていくのか、その辺がどうかということを確認しておきたいと思います。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

あくまで試算上の想定の話ではありますので、実際にそれが反映されるかは別としまして、理論上は、同じ管理コストの状況であれば、利用率が上がることで受益者の負担は下がることが考えられます。

すみません。あと、先ほどプールの御説明の中で、プールの料金は据置きという御説明をさせていただいたのですが、据置きというのは個人利用の場合になりますので、専用利用といって貸切りで使う場合がございまして、そちらの場合は料金改定で値上がりになりますので、訂正させていただきます。

○委員長（段木和彦君） 亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（段木和彦君） 向後委員。

○委員（向後保雄君） それでは、幾つもないのですが、一応、一問一答にしておきます。

まず、今、亀井委員からも、あるいはその前の伊藤委員からも、利用率や受益者負担率の違いなどの質問がありましたけれども、基本的に有料公園施設は指定管理ですから、施設の管理費というのは指定管理者に支払っている金額ということだと思うのですが、管理運営費というのはどのようなものか、確認させてください。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

今回の料金算定に係ります管理運営コストというのは、例えば、人件費や光熱水費など、施設の管理運営に必要な費用になっております。計算上は直近2か年の平均の管理運営費を計算に入れております。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 向後委員。

○委員（向後保雄君） 指定管理も入るのですか、管理料も。それは入らないのですか。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

それらは指定管理料の中に含まれまして、必要な経費ということで、指定管理者に支払う金額に含まれています。

○委員長（段木和彦君） 向後委員。

○委員（向後保雄君） 分かりました。そうすると、指定管理の期間の問題もあるのでしょうかけれども、変わる時期などもあるのかもしれませんが、けれども、高いところは1.3倍を少し超えるような状況になっているのは、やはり前回の改定が13年前ぐらい、先ほど平成23年と言っていましたよね。だから、少し長過ぎたのかという気もするのです。だから今回急に上がったという感じになってしまうのかという気もするので、なぜこの時期になったのか、物価高騰ということもあるのでしょうかけれども、そこだけ最後に聞かせてください。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

前回から改定が行われなかった背景としましては、これまでの間に新型コロナの感染状況がございまして、それに応じまして、市民の皆様にはいろいろな御負担などが発生するということで見送っているという経緯もございます。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 向後委員。

○委員（向後保雄君） 了解しました。以上です。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。

ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば、3分以内で御発言をお願いいたします。
小松崎委員。

○委員（小松崎文嘉君） 価格については先ほど皆さんから質疑があったとおりでございます。一部、花島公園の弓道場についてのサービスなどもお聞きしております。

全般的に私が関わっているスポーツ団体も9時からなのですが、準備の時間というのは当然

あって、もちろんその時間内というのはあるのですけれども、次のところも準備の時間がある、次のところも準備がある。そこは空いている。後片づけの部分などもあるので、そういった使用開始時間、それから、終わった後の片づけ時間、そのようなところで引き続き配慮いただいた上であれば、これは値段的には仕方がないところがありますので、本会派としては、この議案については賛成する意向を表明させていただきたいと思います。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。守屋委員。

○委員（守谷 聡君） 我々としても、今の物価高騰の環境下にあることと、また、新たな指定管理、指定管理する団体もないと、手を挙げない団体も困ってしまいますから、ある意味料金改定は仕方ない状況かと思えますけれども、値上げ、料金改定をする以上は、施設の整備など、意外と市民の方から、例えば、地面がでこぼこだったり、はげてしまって危ないなどの声も多々聞きますので、料金を上げることはいいですけれども、それに伴ってきちっとした施設の整備もやっていただきたいと思いますのと、伊藤委員や、先ほど何名の委員からもありましたように、やはり利用率の向上は是が非でも、利用されない施設にお金がかかるのは本末転倒のような気がしますので、ぜひとも施設整備と利用率の向上をお願いしたいと思いますということで、我々としては一応賛成ということにさせていただきます。

以上です。

○委員長（段木和彦君） ほかに。伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） まず、議案に対して反対するわけではないですけれども、意見だけは伝えさせていただければと思います。

他の委員からも様々御質問があったのですけれども、その中で、利用されている団体の意見は聞いていないところがあったりだとか、個別の意見は聞いているという部分のお話はありましたけれども、やはり利用者の声をしっかり聞いているのかというのは少し疑問に感じました。

あくまでもこの議案の文章だけで判断すると、物価の上昇と受益者負担の適正化という部分が前に出過ぎてしまっていて、本来市民サービスとして行っていくべき部分が何なのかがいまいち理解できなかったというのが残念だと思っています。

一方で、確かに物価が上がっていて、建設資材等も上がっていることを考えると、維持管理費にはある一定の費用がかかることは理解するところではありますけれども、まずは、サービスの部分をどう向上させて利用率を上げていかなければいけないのかをしっかりと御説明いただいた上で物価高騰に伴う料金改定だということをお示しいただかないと、我々とすれば、何となく単純に、一律に物価が上がったので利用率を上げますとしか受け取れる部分がないのかと思っていたので、そこは改めて指定管理者にも申し伝えていただいて、利用率向上と、要はそのサービスの向上、そして利用しやすい環境をしっかりとメンテナンスしていただくということを伝えていただいて、進めていただければと思います。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） 今回の利用料金の上限額の改定につきましては、平成23年以来とのことでありまして、私は4期目ですけれども、平成22年の改定だったかと思えますので、まだ関わっておりませんでしたけれども、15年ぶりということですのでございます。15年間据置きでやってきたけれども、物価高騰の影響が非常に大きくなって、多分、管理コスト等の削減等を鋭意努

力されてきたのだと思うんですけども、それでも厳しい状況が見込まれるということで、今回改定になったと承知いたしました。

物価高騰と受益者負担の適正化ということで行われると理解しましたので、賛成はいたしますが、様々なものの値段が上がっている状況がありまして、市民としては受け止め方もまた様々あるかと思いますので、ぜひ当局におかれましては丁寧に説明責任を果たしていただくことを求めまして、一応賛成するというので、以上でございます。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますか。佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 私からは、やはり近年の物価の上昇の状況を踏まえると、市民生活に与える影響はすごく大きいということと、今回、市長から提案されている他の議案の全てを合わせても影響額は1.8億円です。それが本当に手当てでできなかったのか、これが一つあります。やはり、市民生活を支えるという点であるならば、料金改定は行うべきではないということで、本議案には賛成しかねます。

以上です。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。

ほかに御発言がなければ採決いたします。

お諮りいたします。議案第86号・千葉市都市公園条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（段木和彦君） 賛成多数、よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

議案第88号審査

○委員長（段木和彦君） 次に、議案第88号・青葉の森スポーツプラザ管理条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。都市局長。

○都市局長 都市局でございます。議案第88号につきまして、公園緑地部長より説明させていただきます、よろしくお願いいたします。

○委員長（段木和彦君） 公園緑地部長。

○公園緑地部長 公園緑地部でございます。

議案第88号・青葉の森スポーツプラザ管理条例の一部改正について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

引き続き、都市局議案説明資料で説明させていただきます。資料の6ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨ですが、受益者負担の適正化及び物価高騰下においても引き続き施設を適正に管理する観点から、青葉の森スポーツプラザについて、野球場等の使用料金の額を改定するとともに、野球場のスコアボードの使用料金を定めるものでございます。

2、改正の内容ですが、（1）使用料金の額の改定については、①対象が野球場、陸上競技場、庭球場、弓道場でございます。

②使用料金改定の考え方は、千葉市公共施設使用料等設定基準に基づき使用料金を改定するものですが、改定に当たっては、大幅な増額とならないよう、前回改定した平成23年度からの

物価高騰を踏まえ、改定率について現行料金のおおむね1.3倍の範囲とするものでございます。使用料金単価の算定式は記載のとおりでございます。

③主な使用料金の改定例は別紙のとおりで、7ページとなっております。例えば、野球場では一般料金の2時間について現行料金が3,300円のところ、改定後の料金が4,290円となります。また、午前9時から午後1時までと午後1時から午後5時までは、それぞれ現行料金が6,600円、8,230円のところ、改定後は8,580円と同額としております。そのほかの主な料金改定は記載のとおりでございます。

お手数ですが、6ページにお戻りをお願いいたします。

次に、(2)スコアボードの使用料金を定めるについては、現在設置してあります得点板を、千葉県がスコアボードに改修することから、新たに料金設定を行うもので、算定式は記載のとおりでございます。

使用料金は、入場料の類を徴しない場合は1時間につき1,600円、入場料の類を徴収する場合は1時間につき3,200円でございます。

3、施行期日は令和8年4月1日でございます。

説明は、以上でございます。

○委員長（段木和彦君） ありがとうございます。

それでは、質疑がありましたらお願いいたします。小松崎委員。

○委員（小松崎文嘉君） 一問一答でお願いします。

特に、2、(2)のスコアボードについて、念のためお伺いします。スコアボードについては、改良されて、償却までの利用数とか年数というのはどのくらいに設定されているのか。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

スコアボードにつきましては、25年を使用期間として見込んでおります。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 小松崎委員。

○委員（小松崎文嘉君） この回数というのは、償却コストに応じるような金額が入ったら、その後は取らないんですか。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

回数というのは実際の年間の使用回数をコマ数ということで計算していきまして、それに実際の使用見込み年数を掛けておりますので、計算上はそれによって使用頻度、状態が計算で出るということになっております。

以上です。（「質問はそうではなくて、償却が終わったら取らないのか」と呼ぶ者あり）

○委員長（段木和彦君） 公園緑地部長。

○公園緑地部長 すみません、償却後につきましても、料金についてはこのまま継続してお願いしていく形を考えております。

○委員長（段木和彦君） 小松崎委員。

○委員（小松崎文嘉君） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、先ほど議案第86号のほうで申しかねたところもあったので、併せてになりますが、

本来は値上げというのはよくないことで、できれば安くお借りしたいところなのですが、やはり負担される方というのは使用された方というのが大事だと思いますので、使用されない方が負担されるというよりは、やはり使用された方のほうの値上げというものを我が会派としては仕方がないところを見まして、意向表明も含めて賛成させていただき……

○委員長（段木和彦君） 意見表明は後になります。小松崎委員。

○委員（小松崎文嘉君） 分かりました。以上です。すみません。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） 一問一答で、端的に2点ぐらい伺いたいと思います。

7ページで、大体の利用料金の改定は分かったのですが、野球場は、改定前は午前の部と午後の部があるかと思うのですが、需要の高い時間帯ということからか分からないのですが、値段がここで違うのですが、改定後は同じに合わせていますけれども、この辺の、今まで値段が違ったのと、今回合わせたのはどういうお考えからかということを確認しておきたいと思います。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

これまで料金設定につきましては、千葉県がもともと午前、午後という料金設定をしまして、その千葉県の料金設定に倣うような形で、午前、午後ということで料金の割合に差をつけておりました。

今回は千葉県におきまして一律2時間当たりということで、午前、午後関係なく料金の平準化を運用している状況もございまして、あと、市内のほかの施設におきまして、今回の改定で一律午前、午後の料金をそろえることにしておりますので、それらの状況に合わせて、午前、午後の料金の差を今回はなくすこととしました。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） よく分かりました。ありがとうございました。

それから、スコアボードについて小松崎議員から詳しくありました。得点が表示されたり、選手名が表示されることで、非常に便利になるかと思います。これによって、何か公的な大会、公式の大きな行事の試合会場としての規格に適合したりするのかということと、利用を呼び込めるかと思うのですが、利用率の話が先ほどありましたけれども、一層の利用率向上につながると理解していいのか、最後に確認しておきたいと思います。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

青葉の森の野球場のスコアボードにつきましては、千葉県の高校野球の予選が主な大会として使われております。千葉県の高校野球の予選ですと、県内の各球場を使っておりますが、青葉の森のような手動式のスコアボードはこちらだけになっている状況です。利用者の方の今の声もございまして、LED化することで名前が表示されて記念になるなどの御要望も出ておりますので、そのような要望に応えることで、引き続き高校野球などの継続開催、継続利用が見込まれると思っています。あわせて、少年野球等の開催なども、スコアボードを活用して開催が促されるのではないかと想定しております。

○委員長（段木和彦君） 亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） ありがとうございます。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） では、一問一答でお願いいたします。

先ほどの議案第86号と一緒にのですが、御説明の際に、突然のことなのでなかなか説明できなかったのかもしれませんが、料金を上げることによってのサービス向上等をどう図っていくのか、要は運営の在り方というものを最初に御説明いただきたかったと思っております。何かお示しできるものがあればお聞かせいただければと思います。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

今回、料金改定におきまして、スコアボードなどの料金設定を追加させていただきますが、これによってスコアボードは附属施設ということで、これまで利用されている方が新しいスコアボードをよりご利用いただけるような利用促進につながると考えております。

あわせて、指定管理の業務になりますので、料金改定に伴いまして、野球場の施設の向上やグラウンド、そのようなものの施設利用の向上も併せまして行っていくことで、今回の料金改定を利用促進につなげていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 分かりました。先ほどもスコアボードのお話がありました。基本的なところなのですが、入場料を徴収する場合としない場合に、料金の差額として倍近く違うのですが、今回のスコアボードを使う際には、実際には入場料を徴収する場合の3,200円ぐらいをもらわないと合わないものなのですか。それとも1,600円でも合うものなのですか。その辺の料金の違いについてお話しいただければと思います。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

施設全般に言えることですが、料金を徴収する場合というのは興行に係る利用になりますので、通常の一般の利用よりは高い料金設定となっているのが普通でございます。その金額につきましても、大体2倍を設定しているところがほかの施設でも一般的に見られます。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） よく分からないのが、ほかの施設でも倍ぐらいを取るのが一般的だということで料金設定をされているということなのですが、収益を上げることに力点を置くのか、あくまでも公の施設として利用してもらう、使いやすい施設として、皆さんに、多くの人に使ってもらうことを目的として使う施設なのか、そこら辺を明確にする必要があるのではないかと思います。ほかの施設がそうであったとしても、仮に1,600円を頂くことによって、運営ができるのであれば、特に倍に上げる必要はないと素朴に思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

まず、当該施設の利用の目的につきましては、広くスポーツ振興、野球振興で利用していただくのが前提になりますので、その上で、新しいスコアボードを広く活用していただきたいということです。通常の利用につきましては、料金を通常の価格で値上げさせていただいて、なおかつ興行につきましては、あまり利用実態がないこともございまして、特殊な利用ということで、ほかの施設などに倣って2倍という設定にさせていただいております。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 都市局次長。

○都市局次長 入場料を徴収する場合、興行に近い形態はいろいろございまして、先ほどありましたプロのような形態もありますが、逆に高校生や中学生などが使う場合もあります。基本的に料金の考え方は、一般の場合を基準としまして、入場料を徴収するに当たっても、例えば、高校生とか小中学生であれば、減免、2分の1、3分の1という料金を設定します。逆に、プロ興行ですとか、あくまでもそこで収益を上げるような事業であれば、それはやはり設定としては高くさせていただいて、そこで頂いた収益等により施設の維持管理にきちんと当てていくことも必要ではないかと考えています。

○委員長（段木和彦君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） そういう御説明をいただきましたかっと思います。

以上です。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 一問一答です。

賛否については後ほどということで、基本的には変わらないのですけれども、ほかの委員から以外のところで、スコアボードについてはいろいろあったので分かりましたが、今後、千葉県施設のということもあって、ほかのスポーツ施設についても改修を千葉県が行う方針なのでしょうか。今回のこの野球場のみのスコアボードの整備なのか、まずこれを伺います。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

まず、青葉の森につきましては、他の施設につきましても、千葉県のほうで不具合の状況等を見ながら、今後にも必要な改修を行っていく予定とのことです。なお、今年度は野球場のスコアボードのほか、陸上競技場の走路改修などを予定していると聞いております。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 現行の料金の設定についてなのですけれども、市民利用や市外利用というのは特になくて、例えば、プロ使用だとか、アマチュアスポーツ以外の使用での料金設定に基本的になっているのでしょうか。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

料金設定につきましては、これまでも市外利用、市内利用という設定がございませんので、今回はそういった設定は変更の対象にはなっておりません。なおかつ、興行ですとか一般利用での料金の設定が当初からございましたので、今回はそれに合わせた料金の改定ということで考えております。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 分かりました。

以上です。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。

ほかに御発言がなければ質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば、3分以内で御発言をお願いいたします。
向後委員。

○委員（向後保雄君） それでは、我が会派、自民党として意見を述べさせていただきます。

この料金改定については、物価高騰の折でございますので、我が会派としては賛成をさせていただきます。ただ、今までスコアボードについては料金をもらっていなかった、電光掲示板になったのということなので、もっと前から、下げるようなときでも、今までの過去の、本来であれば人件費もかかっているので受益者負担ということで多少なりとももらってもよかったのではないかという気もしますが、今回は新たにということなので、スコアボードの使用料についても、これもオーケーということで賛成させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 議案について反対するものではないということを冒頭お伝えさせていただきます。

意見としてですけれども、御説明にもありました興行の部分を、やはりしっかり力を入れてやっていただいて、それで、次回の改定のときには、ぜひ一般の利用者の皆さんの減免、利用しやすい金額で使えるような形に設定させていただきたいと思います。

いずれにせよ、より多くの方が利用しやすい環境にしていいただければと思いますので、引き続きの取組をよろしくお願いをいたします。

以上です。

○委員長（段木和彦君） ほかに。亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） 使用料金の額の改定ということで、先ほどの議案でも申し上げましたが、物価高騰の観点、それから受益者負担の観点から、致し方ないと考えます。

それから、スコアボードの改良につきましても、受益者負担という面からの料金設定ということで理解いたしましたし、野球場のより一層の利用拡大につながるというお話がありましたので、利用率向上をぜひ果たしていただくことを求めまして、賛成したいと思います。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 今回の議案はスコアボードの整備ということも抱き合わせでされているということもあります。利用することを向上させるという点では理解はできますが、一方、使用料の改定の部分では、先ほども申し上げましたとおり、この間の物価の高騰の中で利用料を抑えるべきだということも主張してまいりましたので、この議案については賛成しかねるということであります。

以上です。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。

ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第88号・青葉の森スポーツプラザ管理条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（段木和彦君） 賛成多数、よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。御苦労さまでございました。

[公園緑地部退室、建築部入室]

議案自第90号至第95号審査

○委員長（段木和彦君） 次に、議案第90号から議案第95号までの6議案については、いずれも資材、労務単価等の変動に対応するため、工事請負契約約款のインフレスライド条項を適用し、契約金額を増額するものであることから、議案内容の関連性及び審査の効率性を考慮し、一括議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。都市局長、お願いいたします。

○都市局長 引き続き、都市局でございます。議案第90号から議案第95号につきまして、建築部長より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（段木和彦君） 建築部長。

○建築部長 建築部でございます。

都市局議案説明資料の8ページを御覧ください。着座にて説明させていただきます。

初めに、千葉市総合保健医療センターの3議案です。

まず、建築工事の議案第90号・千葉市総合保健医療センター大規模改修工事に係る工事請負契約の議案について御説明いたします。

1、提案理由ですが、令和6年3月19日に契約を締結した千葉市総合保健医療センター大規模改修工事において、資材・労務単価等が急激に変動したことに対応するため、工事請負契約約款のインフレスライド条項を適用し、契約金額を増額するものです。

2、変更前の議案概要は、記載のとおりです。

3、変更金額は、変更前が12億670万円、変更後が12億6,415万7,400円で、5,745万7,400円の増額となります。

4、変更理由は、工事請負契約約款第26条第6項に基づき、受注者との協議によって必要と認められた額について契約金額の増額を行うものです。

5、スケジュールは、記載のとおりです。

続いて、9ページをお願いいたします。

議案第91号・千葉市総合保健医療センター大規模改修電気設備工事に係る工事請負契約について御説明いたします。

1、提案理由、2、変更前の議案概要は、記載のとおりです。

3、変更金額は、変更前が13億8,695万7,000円、変更後が15億412万2,400円で、1億1,716万5,400円の増額となります。

4、変更理由、5、スケジュールは、記載のとおりです。

続いて、10ページをお願いいたします。

議案第92号・千葉市総合保健医療センター大規模改修機械設備工事に係る工事請負契約について御説明いたします。

1、提案理由、2、変更前の議案概要は、記載のとおりです。

3、変更金額は、変更前が23億8,700万円、変更後が24億4,811万2,700円で、6,111万2,700円の増額となります。

4、変更理由、5、スケジュールは、記載のとおりです。

引き続き、都市局議案説明資料の11ページをお願いいたします。

ここからは、千葉市療育センターの3議案です。

建築工事の議案第93号・千葉市療育センター大規模改修工事に係る工事請負契約について御説明いたします。

1、提案理由、2、変更前の議案概要は、記載のとおりです。

3、変更金額は、変更前が5億1,590万円、変更後が5億1,708万9,100円で、118万9,100円の増額となります。

4、変更理由は、工事請負契約約款第26条第6項に基づき、受注者との協議によって必要と認められた額について契約金額の増額を行うものです。

5、スケジュールは、記載のとおりです。

続いて、12ページをお願いいたします。

議案第94号・千葉市療育センター大規模改修電気設備工事に係る工事請負契約について御説明いたします。

1、提案理由、2、変更前の議案概要は、記載のとおりです。

3、変更金額は、変更前が4億7,300万円、変更後が4億9,089万3,700円で、1,789万3,700円の増額となります。

4、変更理由、5、スケジュールは、記載のとおりです。

続いて、13ページをお願いいたします。

議案第95号・千葉市療育センター大規模改修空調設備工事に係る工事請負契約について御説明いたします。

1、提案理由、2、変更前の議案概要は、記載のとおりです。

3、変更金額は、変更前が5億600万円、変更後が5億2,354万8,300円で、1,754万8,300円の増額となります。

4、変更理由、5、スケジュールは、記載のとおりです。

議案第90号から第95号の説明は、以上でございます。

○委員長（段木和彦君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの6議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。守屋委員。

○委員（守屋 聡君） 一問一答です。

全体的に、提案理由は全部インフレスライド条項を適用しということで、資材高騰、物価高という意味では理解しますし、受注会社も、やはり当然物価高騰に応じないと工事がまならないこともあると思いますので、仕方ないところはあるのですけれども、大雑把な質問で申し訳ないのですけれども、これが幾ら上がってとかという、きちんとした裏づけの下でこのように

増額になっているのかをお尋ねします。

○委員長（段木和彦君） 建築管理課長。

○建築管理課長 建築管理課でございます。

今回のインフレスライドの増額につきましては、全て共通でございますが、増額の積算につきましては、例えば、労務費であれば改定された国の労務単価、それから資材であれば最新の物価資料、そのような掲載された単価を市で積算しておりますので、その算定については適正であると考えております。

○委員長（段木和彦君） 守屋委員。

○委員（守屋 聡君） ということは、業者側からこのようなことだから値段を上げてちょうだいという話ではなくて、市のほうがその条項に従って、これぐらい上がっているから上げますと言っているように聞こえてしまうのですけれども、実態はそうなのでしょうか。

○委員長（段木和彦君） 建築管理課長。

○建築管理課長 スライド協議の開始につきましては、業者からの申入れが協議のスタートとなります。

先ほど申しましたように、市のほうで最新の市場の状況とかを調査して積算したもの、それを提示して、今回につきましてはその金額で合意していることとなります。業者の出してきたものをそのままのみにするということではなくて、市のほうで市場の状況、物価の状況、そのようなものを勘案して判定した数字で協議することになっております。

○委員長（段木和彦君） 守屋委員。

○委員（守屋 聡君） では、業者側から協議の申し入れがなければ、当然そのままという解釈でよろしいですか。

○委員長（段木和彦君） 建築管理課長。

○建築管理課長 そうです。業者のほうから申入れがなければ、例えば、少額であれば、申入れなく変更しない工事もございます。

○委員長（段木和彦君） 守屋委員。

○委員（守屋 聡君） 以上です。ありがとうございました。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 一問一答でお願いします。

まず、議案第90号から第92号です。総合保健医療センターですけれども、こちらの竣工が令和8年9月になっていきますけれども、今回インフレスライドを適用してということなのですが、今後も契約金額が増額することは想定されておりますか。

○委員長（段木和彦君） 建築管理課長。

○建築管理課長 議案90号から第92号の総合保健医療センターの工事につきましては、工期が令和8年9月までとなっておりますので、残工期があと1年以上ございます。物価等の変動の状況によりましては、改めてスライド条項の適用により契約金額の変更の可能性がございます。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 今後の物価上昇も見通せない状況だと増える方向になると思いますが、今回の契約金額の変更、増額分については市債で対応するということを伺っているのですけれども、国への補助の要望ということで、市の負担がなるべく増えないようにすること

が必要だと考えるのですが、その辺りの見解を伺います。

○委員長（段木和彦君） 建築部長。

○建築部長 物価上昇に伴って工事費も上昇しておりますので、適切に地方交付税に反映させるよう、国への要望など、市の負担軽減に努めてまいります。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） ぜひそうしていただきたいと思っております。

それで、議案第93号以降ですけれども、こちらは令和8年3月の竣工になっておりますが、これについては、今後インフレスライドの変更は生じるのでしょうか。

○委員長（段木和彦君） 建築管理課長。

○建築管理課長 議案第93号から第95号の療育センターの工事につきましては、工期が今年度末までの予定でありますので、今後インフレスライドに係る変更は生じない見込みでございます。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） それで、今回、金額で118万円と1,800万円近く、約1,600万円ほどの金額の差がありますけれども、この増額の理由について、資材の高騰と言われてはいますけれども、その中身も含めてお示しいただけますか。

○委員長（段木和彦君） 建築管理課長。

○建築管理課長 労務費につきましては、各工事ともほぼ同様に上昇しておる状況でございますが、資材や機械につきましては、今回特に銅の高騰に伴ってケーブル類で価格上昇が見られるなど、値上がりした資機材の割合の多い工事、今回でいうと電気工事や空調工事において変更金額が大きくなったものと考えております。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 今後も資材の高騰や労務単価の変動があると思いますけれども、工事完了について遅延などのリスクは生じないのでしょうか。

○委員長（段木和彦君） 建築管理課長。

○建築管理課長 現在の物価上昇の状況の中では、遅延するリスクは少ないと考えております。また、今までのところ予定どおり工事が進んでおりますので、引き続き受注者と遅延などないよう調整に努めてまいります。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 以上です。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） すみません、一問一答でお願いいたします。

まず、基本的なところですけれども、今回全体を通してスライド条項の適用をされているということで、今も御説明ありましたけれども、まず考え方とすると、国でも工事請負契約書の条項等があって、その中にもスライド条項が掲げられていますけれども、考え方は国の考え方と同様ということでまずよろしいでしょうか。

○委員長（段木和彦君） 建築管理課長。

○建築管理課長 今回のスライドに係る条項につきましては、千葉市も国と同様の建設工事標準約款を使用しておりますので、同様の考え方となっております。

○委員長（段木和彦君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） スライド条項の適用が今主流になってきていますけれども、毎月変動する資材等の対応について非常に苦労されているとは思いますが、これは国においても、品目毎の変動額というのを設定して、スライド条項を協議によって決めて変更されているということですが、このような品目の変動は、物によって大きく変わるものもあれば、そうでもないものもあると思います。

あと、国においても資材等の今の物価の上昇率を毎月公表されていますけれども、その内容を見ると、そんなに大きな変動がなかったりという、全国を通じての評価なので、それが全体に適用できるものなのかどうなのかというのは、よく分からないところはあるけれども、そのような国の評価をまずどのように受け止めつつ、そして、千葉県内の資材等の高騰というものを受けてスライド条項に反映されているのか、基本的な考え方をもう一度教えていただきたいと思います。

○委員長（段木和彦君） 建築管理課長。

○建築管理課長 おっしゃるように、資材につきましては、月々の変動や物品によって、上昇率も変わったり、横ばいであったりという状況で、それぞれ違うのですが、今回労務費につきましては、近年、例年5%ぐらいの上昇が見られるということで、そのような状況を受けまして、国もスライド条項の適用につきまして、各都道府県、政令指定都市宛てに技能労働者の適正な賃金水準の確保についてという通知を出しております。これに基づいて、千葉市におきましても、契約につきましてスライド条項の適用をするというような形でございますので、労務費の上昇につきましては、これはかなりはっきりした形で出ておるところでございます。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） これまで労務費については、社会情勢の変化に伴って、全体を通じて物価というよりは経済の流れに影響して結構下がってきた時期もあると思います。それが、今、徐々に労務費を上げていこうと国の施策の中でもされていると思うのですが、そこで、労務費自体が徐々に今度は上がってきたと。特に、関東圏を見ると、ほかの県に比べると、それぞれの人工の単価がほかの各地域に比べると非常に高くなっている傾向があると感じています。

そのような意味で、インフレスライド等の条項を適用する際に、資材も上がっているのですが、労務費が上がることによって変更額というものがやはり大きくなってきていると感じています。

ただ、生活する上で、その労務費というのは働いている人たちのお給料にも関係してくるわけですから、ここを一概に下げるわけにはいかないとは思ってはいるのですが、今回の全体の議案の内容を見ていると、同じ工事の概要についても、変更額によっては……

○委員長（段木和彦君） 伊藤委員、すみません、質疑に移っていただいてよろしいですか。

○委員（伊藤康平君） これから質疑に入ります。変更額によっては1%に満たないものもあれば5%近く上がっているものもあります。同様の工事に応じて変更額が結構違うのですが、これはある意味資材の変動が少なかったと見ていいのでしょうか。そこら辺を教えていただければと思います。

○委員長（段木和彦君） 建築管理課長。

○**建築管理課長** 工事ごとに、工事費に含まれる労務費の割合であったり、機械の割合に違いがございます。また、スライド条項は、協議した時点でまだ終わっていない工事の分、残工事の額について変更するものですので、工事の進捗によっても違いが出てくる場合がありますので、工事ごとに細かく積算した結果このような数字になっておるわけですが、全体的な傾向につきましては、建築よりも設備のほうが、今回資機材の変動の割合が大きかったところが影響しているものと考えております。

○**委員長（段木和彦君）** 伊藤委員。

○**委員（伊藤康平君）** 残工事はある程度残っているのですけれども、その残工事、全工事を完了した後に、またその分物価が上がっていた場合はまた対象としていくということなんですか。それとも工事が完了しているのでこれで契約は完了という形で捉えているのか、そこだけ教えていただければと思います。

○**委員長（段木和彦君）** 建築管理課長。

○**建築管理課長** 協議時点で既に済んでいる工事につきましては、変更の対象とはしておりません。

以上です。

○**委員（伊藤康平君）** 分かりました。ありがとうございます。

○**委員長（段木和彦君）** ほかにございますでしょうか。

ほかに御発言がなければ質疑を終了いたします。

次に、議案に対する賛否表明、意見要望があれば、こちらにつきましては6議案ありますので、3分という制限を設けませんので、御発言をお願いいたします。小松崎委員。

○**委員（小松崎文嘉君）** 多分、1件目ので2億数千万円、もう一個のほうで5,000万円ぐらいになるのか、結構大きな金額ではあるのですけれども、船橋市とかでは病院の建て替えができなくなってしまったり、世田谷区役所でも施工者が逃げてしまったりしてやることができない。今回の場合はもう契約も終わっているわけでございますし、それにのっとることなので、議案についてはもちろん賛成してまいります。

今後は、必要性に応じてやらなければならないのは、やらなければいけないうちにきちんとやらないと、また戦争が活発化してくるところもあったりすると、また価格が高騰するのか、また、しっかり終わってくだされば下落する可能性もあったりするので、そういうことを踏まえてしっかりと対応していただきたい。議案については賛成するということを述べて、我が会派の意向表明といたします。

○**委員長（段木和彦君）** ほかにございますでしょうか。佐々木委員。

○**委員（佐々木友樹君）** インフレスライド、物価の高騰が大きく影響しているということなので、これは国全体の問題としてもありますので、先ほど私のほうで質疑させていただいた物価上昇への国の補助にしっかり取り組んでもらうように引き続き国へ要望していただきたいということと、あと、これらの施設は市の重要な施設でもありますので、今後しっかりと取り組んでいただいて、施設がしっかりと稼働できるようにしていただきたいということを述べて終わります。

以上です。

○**委員長（段木和彦君）** ほかにございますでしょうか。伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 意見としてですけれども、労務費は、私の経験上なのですけれども、一番よかった頃に比べてもまだ少し低いのかと感じています。当然、要は経済が回っていなかった頃のこの30年間の労務費の動向を見ていると、下がっていく一方で、本来もっと高くあるべきものが、経済的な理由によって抑えられてきた部分もあるのだろうと感じています。

そのような意味では、金額が上がることは確かに必要なことだとは思いますが、物価の上昇率という部分が読めない部分があって、インフレスライドで増額となった分の金額をどう捻出していくのかは今後の課題にもなってくると思いますので、当然入札差金とかもあるとは思いますが、その中で対応できるものなのかということも今後しっかりと見定めていかながらの財政措置が必要だと感じております。

そのような意味でも大変だとは思いますが、引き続き適切な対応をしていただければと思いますので、今議案については賛成いたします。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） 他の委員の質疑で、内容と状況については理解をいたしました。資材価格とか労務単価の上昇ということで、今後も状況が見えないのでどうなるか分からないのですけれども、それぞれ致し方ないかと思しますので、議案には賛同いたします。

以上です。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。

ほかに御発言がなければ、逐一採決いたします。

お諮りいたします。まず、議案第90号・千葉市総合保健医療センター大規模改修工事に係る工事請負契約に係る議決事件の一部変更についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（段木和彦君） 賛成全員、よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。議案第91号・千葉市総合保健医療センター大規模改修電気設備工事に係る工事請負契約に係る議決事件の一部変更についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（段木和彦君） 賛成全員、よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。議案第92号・千葉市総合保健医療センター大規模改修機械設備工事に係る工事請負契約に係る議決事件の一部変更についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（段木和彦君） 賛成全員、よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。議案第93号・千葉市療育センター大規模改修工事に係る工事請負契約に係る議決事件の一部変更についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（段木和彦君） 賛成全員、よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。議案第94号・千葉市療育センター大規模改修電気設備工事に係

る工事請負契約に係る議決事件の一部変更についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（段木和彦君） 賛成全員、よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。議案第95号・千葉市療育センター大規模改修、空調設備工事に係る工事請負契約に係る議決事件の一部変更についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（段木和彦君） 賛成全員、よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

[都市局退室、建設局・水道局入室]

請願第2号審査

○委員長（段木和彦君） 次に、請願第2号・水道・下水道使用料の値上げの中止を求める請願を議題といたします。

なお、請願第2号の提出者より、意見陳述の申出が参っておりますので、委員会を休憩し、意見陳述を実施いたします。

審査の都合により、暫時休憩といたします。

午前11時24分休憩

午前11時31分開議

○委員長（段木和彦君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

それでは、当局の説明をお願いいたします。建設局長、お願いします。

○建設局長 建設局、水道局でございます。

請願第2号につきまして、下水道企画部長より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（段木和彦君） 下水道企画部長。

○下水道企画部長 下水道企画部でございます。よろしくお願いいたします。恐れ入りますけれども、座って説明させていただきます。

請願第2号について、建設局、水道局所管をまとめて説明させていただきます。

お手元の建設局・水道局請願審査説明資料3ページを御覧ください。

初めに、1、請願の内容でございますが、①市民の暮らしを支えるため下水道使用料の値上げを中止すること、②千葉県に対して、水道使用料の値上げ中止を求めること、③国からの支援を求め、下水道施設の補強、整備を進めることの3点が請願されたものでございます。

次に、2、千葉市下水道事業会計及び千葉県営水道事業会計の現状についてでございますが、まず、千葉市下水道事業会計の経営状況についてですが、現状において、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した使用料収入が、コロナ前までの水準まで回復していないことや、

過去に借入れした企業債の元金償還金が高い水準で推移しております。

さらに、令和7年度より本市北西部の汚水処理を担っております千葉県への維持管理負担金が増額されたことにより、令和8年度と9年度では年間約4億円の負担増となる見込みとなっております。加えまして、処理場やポンプ場の維持管理に関わる人件費、労務費も上昇しており、企業債借入金利の上昇による支払利息の増加も見込まれております。

このように、県の負担金が引き上げられ、金利の上昇や人件費、電気料金等の維持管理費など、これまでと同様な下水道サービスを提供する上で必要な経費が増加しており、資金不足は避けられない見込みとなっております。

次に、千葉県営水道事業会計の経営状況についてですが、令和7年度第1回千葉県水道事業運営審議会において、県企業局は、今後の県営水道の収支見通しについて、給水収益は微増となるものの、建設事業費の増に伴う減価償却費の増加や、施設の老朽化の進行による修繕費の増加などから、徹底的な支出の見直しを行った場合でも、令和8年度以降は赤字となり、資金不足も発生するとしており、厳しい経営状況にあると説明しております。

最後に、3、請願に対する本市の考え方でございます。

まず、①市民の暮らしを支えるため下水道使用料の値上げを中止することについてですが、下水道事業会計は独立採算が原則であることから、資金不足については使用料改定により賄うべきと考えております。

本市では、改定による市民負担を可能な限り抑制するために、県への維持管理負担金の単価の引下げを要望し、令和8年度と9年度における単価の見直しが行われた結果、この間の負担金を減額することができました。

また、これまで有償で処分しておりました下水汚泥を固形燃料化物として再利用する下水道汚泥固形燃料化施設の導入による汚泥処分費の削減や、管路包括的民間委託の対象範囲を拡大するなど、維持管理コストの縮減を図っていくこととしております。

これらの抑制策に令和6年度の決算見込みを反映した結果、令和8年度と9年度の資金不足額は約37億円となる見込みで、改定率を13.6%程度まで抑制することが可能となり、先月開催されました千葉市下水道事業等経営委員会において説明したところでございます。

4 ページをお願いいたします。

令和7年1月に埼玉県八潮市で下水道の破損に起因すると考えられる道路陥没事故が発生し、その社会的影響の大きさから、下水道インフラの適切な維持管理の重要性が改めて認識されたところですが、本市において同様な事故が発生しないよう、施設の点検、調査、改築、修繕を進めるとともに、近年、激甚化、頻発化する自然災害に対し、市民の生命、財産を守るためにも、対策を進めていく必要がございます。

こうした対策を計画的に進めるためには、安定した経営基盤の強化が必須であり、下水道使用料の改定は必要と考えております。

今後は、使用料の改定に向け、市政だより等を活用して下水道事業の経営状況や必要性、重要性を丁寧に説明し、市民の皆様に御理解、御協力をお願いしていく予定です。

次に、②千葉県に対して水道使用料の値上げ中止を求めることについてですが、前ページ2、(2)の審議会において、県企業局は、県営水道の令和8年度以降の5年間の収支見通しで、赤字や資金不足を解消するためには23.7%の料金引上げが必要となるものの、一般会計からの

繰入れを行うことにより、値上げ幅を18.6%に抑えることができると説明しています。

一方で、料金の値上げは、長期化する物価高騰により、厳しい状況にある市民生活に影響を与えることから、県には値上げ幅の抑制や市民への丁寧な説明をしていただきたいと考えております。

次に、③国からの支援を求め、下水道施設の補強、整備を進めることについてですが、下水道施設の改築更新や耐震化など国土強靱化に資する事業については、これまでも国の国土強靱化のための3か年緊急対策や防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づき、国の補助金を最大限に活用しております。

今後は、国により策定されております第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、耐震化や老朽化、浸水対策などに必要な財源を確保するよう、引き続き国に対して要望することとしております。

説明は、以上でございます。

○委員長（段木和彦君） ありがとうございます。

それでは、当局または紹介議員に対する質疑がありましたらお願いいたします。伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 一問一答です。そんなに多くはないですけども、所管に少し確認させていただければと思います。

先ほど御説明があったとおり、国に対しても、県に対しても、それぞれの料金については十分な説明と、引き続きしっかりと据え置けるような状況も含めて要望していくというような旨の話もありました。国に対してもこれからまた補助金等を求めていくということなのですが、仮に、下水道について料金を改定しないで、そのまま今の緊急対策の工事も含めてですけども、耐震化も含めて、維持補修費も含めて進めていった場合に、どれぐらいの不足額、どれぐらい計画の予定が遅れるとか、そのようなことにつながっていくのでしょうか。そのスケジュール感を教えていただきたいと思います。

○委員長（段木和彦君） 下水道企画部長。

○下水道企画部長 今、下水道の施設はかなり老朽化を迎えております。今後、それは加速的に進んでいきます。そうした中で、やはり計画的、持続的にこのようなものを行っていかねればいけない状況でございます。そうした中で、令和8年度と9年度は資金不足額が、かなり大きな金額が発生する見込みとなっておりますので、当然この資金をしっかりと確保できないと、8年度、9年度の補修等がしっかりできなくなりますので、今年度へのスケジュールにもかなり影響が出るものと考えておりますので、今回料金改定をお願いしているものでございます。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） たしか、私の記憶では、例えば、硫化水素等に応じて管の腐食が大きく出ているところもあったり、その分、耐用年数も維持管理を進めながら、本来管材が持つ耐用年数、民間などの団体で言われているところだと結構短かったりするの、それ以上延伸させながら、何とか努力しながら維持管理を進めてきたと感じているところはあるのですけれども、一挙に老朽化が進む原因として、同じ時期にたくさん整備してきたこともあると思うのですけれども、そこら辺はどれぐらいの緊急性があるのかを、言葉で理解できるかどうかは別

ですけれども、どれぐらいの規模感で直していかなければいけないのか、何キロぐらい直していかなければいけないのか、数値的に分かる部分があれば教えていただきたいと思います。

○委員長（段木和彦君） 下水道企画部長。

○下水道企画部長 老朽化の状況で数値を把握していますので、そちらをお伝えしますと、例えば、下水道管の総延長は3,800キロございます。令和4年度末で約50年以上、減価償却が50年なのですけれども、これが約10%だったものが、令和24年度末で50年以上の管が40%を超える状況になってきますので、そのような中で、それぞれ加速的にこのような施設が増えてきますので、当然それ相応に費用がかかっていくという状況になっています。

○委員長（段木和彦君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） ありがとうございます。管材の老朽化は、ある意味、不明水がたくさん入ってきたり、そのような調査がまた二次的に必要になってきたりするので、その部分の費用が必要になってくると認識しています。

今の御説明でいくと、令和24年度末には、要は耐用年数を50年を超えるものが40%以上になるということで、それ以外の対策が必要になってくることが挙げられるのかと思います。ただ、一方で、これまでも取り組めた部分、例えば、不明水についてもそうなのですけれども、なるべく処理できる水量を計画水量に近づける形で取り組んでいくことによってコストを下げることもできるのではないかと思います。改めて、このような老朽化以外にも縮減できる部分があるのか、例えば、たくさんある施設を何とか統合して維持管理費を抑えるとかも考えられるのかと思いますが、どのようなことを今後進めていこうとされているのか、最後にお聞かせいただければと思います。

○委員長（段木和彦君） 下水道企画部長。

○下水道企画部長 うちで中長期の経営計画というのを作っております。そうした中で、持続可能で健全な経営ということで、やはりコスト縮減はしっかりやっていかなければいけないものになっております。

そうした中で、人口減少等が今後見込まれる中で、今、伊藤委員からもお話がありましたけれども、やはり統廃合による施設の最適化、規模感だとかの最適化を図っていくということもございます。あと、管路などもストックマネジメントということで、状態を見極めながら負担の平準化を図って、計画的に効率的にやっていくということもございます。

さらに、一番最近力を入れているのは、官民の連携でございます。先ほど御説明させていただきましたけれども、包括委託、これもやはりコスト縮減等にもつながります。サービスの低下にもつながらず、向上につながるということで、このような取組を加速していくことで、経営の効率化を図っていきたいと今考えております。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。守屋委員。

○委員（守屋 聡君） 一問一答でお願いします。

所管のレクでも少しお聞きしたのですけれども、人口減少になればますます水道、下水道の利用率は下がるわけで、長い目で考えると、全体的に言えますけれども、自治体も、税金で予算を組むということが基本ではありますけれども、やはり自治体も稼ぐという認識をもっと持たないといけないという話の中で、レクのときもお話ししたのですけれども、固形燃料が、例えば、どういう形で利用されて、それが稼ぐということになり得るのか。例えば、肥料となっ

てどうだとか、化石燃料と同等となるかどうか分からないですけれども、その見通しとかが下水道として、千葉市として稼げるものになるのか、それが使用料金にプラスされて、うまく受益者負担のように、水道、下水道料金を上げなくても、それを少し緩和できるようなことなのか、見通しを教えていただきたいと思います。

○委員長（段木和彦君） 下水道経営課長。

○下水道経営課長 下水道経営課でございます。

今、委員から稼ぐという話がありましたけれども、燃料化施設につきましては、確かにこれまで焼却処分していたものがほとんど燃料化物として売却できる形で、非常に額は小さいですけれども、買取りとしては約900万円ぐらいの利益が出るだろうと思っています。ただ、そこは今までかかったものよりも、その処分費が削減される相殺の形になりますので、単純にその分がプラスになったということではないのかと思っていますが、そういった削減という努力の効果は出てきているのかと思っています。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 守屋委員。

○委員（守屋 聡君） ありがとうございます。

私も一市民ですから、当然水道も使っているわけですし、下水道も使うので、やはり負担は少ないほうがいいというのは切実に、請願を出されている方々と同じ気持ちであります。長い目で考えると、僕も八潮市の陥没の現場を見に行きましたけれども、やはり相当な範囲で立入禁止区域になって、あのようになってしまうと非常にもうお金どころではなくて、大変な損失で、復旧するのも大変な状況になるわけなので、そのようなことも考えると、値上げもある程度受け入れざるを得ないのかということは理解するのですけれども、そうした意味で、下水道関係の仕事をされている方々は大変だと思うのですけれども、そのような意味でも、今おっしゃられたように、このような状況だから値上げしなければいけないと安易に走るのではなくて、努力はされていると思いますけれども、極力値上げしないような努力と、あと、今言ったように、何か稼げる、その負担が軽減になるような努力をしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（段木和彦君） それは今、要望に入りますよね。守屋委員。

○委員（守屋 聡君） 要望でしたか。ごめんなさい、言い回しを間違えました。

○委員長（段木和彦君） 分かりました。

それでは、ほかにございますでしょうか。佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 所管に対して質疑を幾つかさせていただきます。一問一答でやります。

まず、今回請願にもあります、一般会計からの繰入れを行って負担を中止してほしいということなのですが、これまでの一般会計からの繰入れの実績についてお示しいただけますか。

○委員長（段木和彦君） 下水道経営課長。

○下水道経営課長 下水道経営課です。

雨水処理は、高度処理に要する経費など、一般会計が負担すべき基準内繰入れや、身体障害者、非課税世帯に対する使用料減免の補助金などを含めまして、令和5年度決算におきまして

は109億9,500万円となっております。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） すみません、事前に少し私も資料を請求させていただいて、見させていただきました。令和元年以降、100億円を超える金額になっております。その中で、今回、先ほど質疑にもありましたけれども、南部浄化センターの固形燃料化の事業、この事業費というのは結構多額ではないかと思うのですが、これは下水道事業会計にどのような負担になっているのかをこの事業費について示してほしいと思っております。

また、これも先ほどあったと思いますけれども、これを進めなければいけない理由についても併せてお願いいたします。

○委員長（段木和彦君） 下水道経営課長。

○下水道経営課長 下水汚泥固形燃料化施設の建設費につきましては、固形燃料化炉2炉分で約100億円となっております。本事業につきましては、既存の3炉ある汚泥焼却炉のうち2炉につきましては既に耐用年数を大幅に超過しておりまして、老朽化が進んでいる状況です。その更新に合わせて代替施設として導入するものでございまして、既存の焼却炉に比べてコスト面で非常に優位であることから、下水道事業会計の新たな負担になるものではないと考えております。

また、本施設につきましては、焼却炉に比べて、先ほど説明しましたように、汚泥処分費の削減によりまして維持管理費用が縮減できることと、さらに温室効果ガスの削減効果も期待できることから、導入を進めている理由となっております。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） あと、下水道事業会計への一般会計からの繰り出しの部分で普及特別対策事業負担金というものがあるのですが、この金額が結構大きく占めているのですが、この理由と、今後この負担金はどのような形で推移していくのでしょうか。

○委員長（段木和彦君） 下水道経理課長。

○下水道経理課長（水道総務課料金担当課長兼任） 普及特別対策事業負担金なのですが、こちらは平成8年度から平成14年度まで、下水道普及率の向上のために借り入れた事業者に対する負担金で、国基準によるものになります。償還金の55%が繰入れされるものとなっております。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） あと、先ほど説明があったところの3つ目の、国に対する支援を求めているところなのですが、今実際に、例えば、修繕したいときに国からの補助は出ているのでしょうか。

○委員長（段木和彦君） 下水道経営課長。

○下水道経営課長 特に、修繕とか点検調査に関しましては、国の補助金は頂いていない状況で、我々の市費で事業を進めているところになります。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） これは八潮市の問題が出たときに国会でも一部で議論になったと思っております。この修繕に対して、千葉市として国へ何らかの支援を求める要望などはされているのでしょうか。

○委員長（段木和彦君） 下水道経営課長。

○下水道経営課長 基本的に修繕をしながら延命化を図って、最終的に必要に応じて改築をしていくところになりまして、改築費につきましては一定程度補助金を頂いていますが、修繕費が基本的には我々の自治体の負担となっておりまして、これにつきましては、我々、大都市下水道計画研究会等を設けておりまして、そこからの要望として毎年国には要望しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） すみません。このまま続けますと少しお昼を越すことになるのですが、この請願についてはこのまま進めさせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（段木和彦君） それでは、進めさせていただきます。佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 値上げの問題についてに帰るのですが、先ほど陳述人からもありましたとおり、物価の高騰が市民生活に大きく影響しているんです。私のほうにも、日本共産党千葉市議団として毎年取り組んでおります要望アンケートにも、本当に痛切に、御苦労されているという声が寄せられています。

子育て世代、30代の女性なのですが、スーパーに行っても値上がりがすごくて買いたいのものが買えないと。子供がいるので、本当は気にせず、例えば果物を買いたいのでも買えないというような声ですとか、あとは、食費は1円でも安いものを買うのだけれども、自分の栄養……

○委員長（段木和彦君） 意見ですので。佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） この後質問を言います。

ということで、栄養不足にならないように気をつけているといった声が寄せられている中で、一般会計からの繰入れを行うなどして値上げを中止するという判断をやはりすべきではないかと思いますが、それに対する見解を伺います。

○委員長（段木和彦君） 下水道企画部長。

○下水道企画部長 今回の改定によります市民の皆様の御負担をできる限り、市としても可能な限り軽減したいということで、先ほど御質問がございました固形燃料化施設導入によります汚泥処分費の削減や、あと、管路の包括的民間委託の対象範囲拡大による維持管理コストの縮減、このようなことで抑制策を反映しまして改定率を抑制することが可能となっております。一般会計からの繰入れというお話もありましたけれども、雨水処理や高度処理、このようなものの経費につきましては既に繰入れを行っておりますことや、あと、下水道事業会計は独立採算が原則ということもございますので、今回は改定率の抑制を目的といたします一般会計からの繰入れは考えておりません。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 独立採算が原則であったとしても、もちろん国の補助があったからということでやった事業もあると思うのですけれども、一般会計からの繰入れをすべきではないと、繰り返しになってしまいますけれども、どうですか。市民の生活を考えれば抑えるべき、上げるべきではないと思いますが。

○委員長（段木和彦君） 下水道企画部長。

○下水道企画部長 大変心苦しいところでございますけれども、やはりうちとしては改定率を少しでも下げようということで、コスト縮減を図って抑制して今回の改定率を下げたところでございます。その中で、下水道事業会計はどうしても独立採算が原則ということもございますので、今回改定率の抑制を目的といたします一般会計からの繰入れは考えておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。

ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本請願に対する賛否表明等あれば御発言をお願いいたします。大平委員。

○委員（大平真弘君） 日本経済において消費者物価指数は高止まりしており、家計の消費支出に占める食費の割合であるエンゲル係数は2024年で28.3%と、1981年以来43年ぶりの高水準となっています。そのような中で、生活するために必須の光熱費である水道使用量の20%程度の値上げは、家計にとって非常に大きいものであると感じています。

しかしながら、上下水道は高度経済成長期に整備が進み、建設されてから半世紀以上が経過しており、安全・安心なユニバーサルサービスとして上下水道を維持管理するためには、今後多額の改修・補修費用が必要であることは説明にもあったとおりです。

本年1月に埼玉県で発生した下水道管破裂による道路陥没事故は記憶に新しいところであります。事故により人命が失われ、周辺の住民はいまだに事故前の環境や生活を取り戻せずにいます。千葉県で同様の痛ましい事故を起こさないためにも、水道インフラを更新していくことは急務であり、相応の費用が必要と考えます。値上げを中止してまで水道インフラによる事故が発生するリスクを看過することを多くの市民が望んでいるとは思えません。

よって、記1、2に関しては、水道料の値上げ中止による、今後必要となる費用の具体的な代替案が必要だと考えます。水道事業の維持管理の最適化や効率性の向上を官民連携で進める等、生活者の負担が少なくなるような取組を求めることも必要ではないでしょうか。

記3に関しては賛同いたします。仮に記3が早期に実現されれば、記1と2の値上げの中止の可能性や根拠も見いだすことができるのではないのでしょうか。

以上より、総論として賛成することはいたしかねます。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） すみません。大平委員からありました、請願者に対して、この1、2について代替案を求めることは、それは違うのではないかと思います。

やはり、下水道事業会計の中で、しっかりと市民生活に影響がないようにしていくための取組に市は責任を持って取り組む必要があることは述べさせていただきたいと思います。

水道と下水道、入ってくるものと出していくものは同じでありますし、今回、県水道のほうについても1か月の負担が600円程度増ということと、下水道についても288円増ということで、これは標準世帯ですけれども、使用量によっては、例えば、病院だとか介護事業所などについ

でも大きな負担になるわけですから、本当に今後の市に関わるような様々な医療、介護の部分についても大きな負担になりますし、先ほど私が申し上げましたように、市民生活が本当に大変な中で、さらに公共インフラの部分の料金の改定を行うことによって、市民生活はますます疲弊してしまいかねないということを強く述べまして、この請願については、私は紹介議員でもありますので、賛同いたします。

以上です。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） では、意見を述べさせていただきます。

今の社会情勢を見ると、あれもこれも値上げをされていく中で、市民生活が非常に大変だということは一定の理解をしているところです。当然、これらの料金の値上げをすることについて、全てを賛成するものではないですけれども、ただ一方で、これからの社会インフラをどう維持していくのかは、これは単に今回の料金改定のみならず、それ以上負担が増えてくとも考えられます。

先ほどの所管からのお話もありましたが、今後令和24年度までに対策していかないと、さらに老朽化する管路が増えてきて、その対応に追われていくと。そうなったときに、要は水道、下水道が使用できなくなった場合には、まさにそこに住まれている1世帯だけが困るわけではなくて、その周りの人たちも生活に苦勞する状況にもつながってくるので、適切な管理をしていくことは大事だと思います。

一方で、県に対して要望していくこと、そして国に対しても、補助ができるように補助金をもらえるように要望していくことも必要かとは思いますが、今後、維持管理についてもしっかりと適正な管理をしていただきつつ、そして今後、またさらに農業集落排水などもそれぞれの耐用年数を迎えると、公共のほうに切り替えていくことによって、これまでかかっていたプラント等の維持管理費も大幅に削減していくことにもつながってくるので、こうしたことを一つ一つしっかりと適切に行っていきながら、そしてアセットマネジメントしていただきながら、市民生活の負担を幾らかでも和らげる対策は必要かと思しますので、そこはしっかりと責任を持って進めていただきたいということでは言わせていただきます。

思いには非常に一定の理解はしますが、今後の下水道事業を健全に進めていく上では、今回の料金改定については致し方ない部分もあるのかと思しますので、本請願については、我が会派とすれば賛同しかねますということで言わせていただきます。

○委員長（段木和彦君） ほかに。亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） それでは意見を述べさせていただきます。

現在、様々な物の値段が上がっておりまして、私も一市民でございますので、生活者ですから、いろいろ節約をしたり、スーパーで見切り品を買ったりと、請願者の皆さんの思いも大変よく分かるところでございまして、現下の状況で水道料金や下水道の収量が上がるということは、やはり厳しいと理解します。

しかしながら、水道も自在に水が湧いてくるものでもありませんし、下水道も自由に流して自然にきれいになるというものではありません。私は水道と下水は縁の下力持ちということをもいつも思っているのですけれども、ふだん見えないのですけれども、やはりそこにはどうしても費用がかかっている、その維持をどうしていくのかということが現下の大変な課題である

と私は認識しております。

この間、報道等でも言われておりまして、先ほども御説明がありましたけれども、やはりこのインフラ維持にかかる費用も必要となりますし、労務費とか電気代の高騰もさらに影響を与えているということでもあります。利用料の改定はどうしても避けられるものではないと考えます。

とはいえ、現下の厳しい物価高騰の折、様々なものの値段も上がっておりますので、そのような中での料金改定ということは、市民の中には受け止め方も様々あると思います。やはり、厳しいという気持ちはあると思います。

当局におかれましては、ただ、そうはいっても現在の水道事業、下水道事業の厳しい現状があるわけですから、これはやはり市民の皆さんに分かりやすくお示しいただくとともに、水道事業に関しては、県水との組織統合とかの協議、検討が始まっておりますし、また、未活用の水資源の活用を検討とかも出てくるのでありましょうし、また、下水道に関しては先ほどもありましたけれども、下水汚泥の燃料化、それから管路の包括委託などの経営努力、農業集落排水の統合ということもありましたけれども、経営努力の取組も進められておりますし、今後も維持管理コストの縮減を図っていくということでお話がありましたので、その取組もぜひ丁寧に説明していただき、市民の理解を得る努力をしていただきたいと思います。と思っています。

それから、なかなかこういう厳しい現状があるので、例えば、下水汚泥の固形燃料化にしても、事業としてしっかり効果を発揮できるように進めていただきたいと思いますし、また、管路の包括委託なども、美浜区の一部から今度は美浜区全域、それからさらにもっと広げる要素も多分あるかと思うので、とにかく今、相当知恵を絞って進めておられるかと思うのですけれども、さらにこの状況がありますので、やれることはしっかりやっていただきたいと思いますということをお願い申し上げたいと思います。

ということで、請願に関しては、思いは分かるのですけれども、会派としては賛同いたしかねるという結論が得られておりますので、申し上げておきたいと思います。

以上です。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。小松崎委員。

○委員（小松崎文嘉君） では、我が会派の意見を言います。

先ほどから八潮市の話が出ているのですが、実は過去2年、昨年も私はこの委員会に所属していたのですが、昨年はちょうど下水道のことについてやりました。この下水道をきちんとどう経営していくのか。もちろん県の水道料金に従量して値段が策定されますので、県のものに関わるわけですが、この陥没がちょうどその後がありました。これは下水道のテーマが最初でした。汚泥の有効活用とかがありまして、これによって多少でも、例えば、この1番、2番が、圧縮しろだと、何となく賛成しやすいところもあります。

それで、3番の、国からの支援を求め、下水道の補強整備を進めることについては、大平委員も言っていましたが、全くそのとおりなのです。大平委員の補足にもなりますけれども、実は東京都でやっている下水道料金のサービスについても、千葉市でもコロナ期間中にやりました。それはあくまで一時的なことで、ずっとやればもちろんいいのですけれども、それは難しいということになります。

そして、昨年私どもの会派では、鹿児島市まで視察に行ったのですけれども、下水道の陥没

の理由が、下水道管が硫化することによって、つまり硫黄とかそのようなものがたまりやすくなると、これはどうしても、御家庭で温泉のもとをまいているような方もいらっしゃる。例えば、私どもは噴火を想定して行ったのですけれども、そうすると、硫黄に近い物体が来ると管がなお弱くなってくる。そういったこともあって対策しなければならない。

国の施策というのは、いろいろな形で支援が変わっていきます。例えば、八街市で事故があったら横断歩道や街路の整備に対しての補助が出たり、ゲリラ豪雨が出ると国から大きな補助が出たりする。そういうことで考えれば、今回、下水道管に対する補助も国からこれからもしかしたら大きな支援が出てくるかもしれません。その際にはぜひ、私だって買物に行けば5,000円だと思った買物かごが8,000円になって、お米も高いし、ガソリンも、電気代も、ガス代も高いですね。

そう考えれば、もちろん値上げはしてもらいたくないのですけれども、なるべく圧縮する、県も市もここまで圧縮してくれたので、国の補助があればまたもう少し考えていただければとは思いますが、そういうことを言うと、中止とまでは言えないので、我が会派としては、本件については賛成いたしかねることを申し上げまして、会派の意向とさせていただきます。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。

御発言がなければ採決いたします。

お諮りいたします。請願第2号・水道・下水道使用料の値上げの中止を求める請願を、採択送付することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（段木和彦君） 賛成少数、よって、請願第2号は不採択と決しました。

以上で、案件審査を終わります。

説明員の皆様は御退室願います。御苦労さまでした。

〔建設局、水道局退室〕

○委員長（段木和彦君） それでは、委員の皆様にお諮りいたします。御覧のとおりお昼の時間を大分過ぎておりますが、あと、実はこの後、年間調査テーマの設定、それからあと、委員会視察についての協議がございます。こちらにつきましては、一度休憩を入れてからまた再開するか、あるいはこのままという選択もございますが、いかがでしょう。（「やっちゃったほうがいいですよ」「10分ぐらいでしょう」と呼ぶ者あり）では、そのようにさせていただきます。

このまま年間調査テーマの設定、それから委員会視察についてを続けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

年間調査テーマの設定について

○委員長（段木和彦君） それでは次に、所管事務調査の年間調査テーマの設定について、御協議いただきたいと存じます。

第3次議会運営活性化推進協議会での決定事項に基づき、委員の皆様から希望する年間調査テーマ等について提案書を提出いただき、御意見等を取りまとめた一覧表を事前にお送りさせていただいております。

しおりの6番を御覧ください。

本日は、当委員会の年間調査テーマについて、所管事務調査事項提案一覧表を基に、皆様から、提案するテーマ、調査理由について御説明をいただいた後、協議を行いたいと思います。

それでは、こちらの一覧表の記載の順にお願いをさせていただきたいと思います。

初めに、では、大平委員からお願いいたします。

○委員（大平真弘君） 私からは、幕張新都心地区再開発についてを提言させていただきます。

幕張新都心地区については、マリンスタジアム建て替えや、幕張海浜公園の再整備、新アリーナ建設等、多くの再開発が予定されています。この春、最寄り駅である海浜幕張駅は公園改札口が新設され、住宅エリアにおいても若葉住宅地区の幕張ベイパークが現在も開発中であり、人口が流入、増加している地域です。千葉市立幕張若葉小学校の開校や、千葉市立海浜病院の開業が決定しており、さらなるにぎわいと利便性向上が期待されています。

幕張新都心地区をより住みやすく利便性の高い魅力的な地域にすることは、千葉市全体の活性化につながると考え、調査テーマとして幕張新都心地区の再開発を提言させていただきました。

以上です。

○委員長（段木和彦君） ありがとうございます。

続きまして、守屋委員、お願いします。

○委員（守屋 聡君） 市としてもウオーカブルなまちを提言しているのと、今まさに公共交通事情の問題もあるので、ウオーカブルなまちとその公共交通を連携した形で、合体した形で調査研究したらどうかと思いまして提案した次第です。

以上です。

○委員長（段木和彦君） ありがとうございます。

続きまして、伊藤委員、お願いします。

○委員（伊藤康平君） 私からは、年間調査テーマとして、1年間で提言等をもし行うのであれば、しっかりと回答を出せるという部分で、自転車及び二輪車の対策についてということで提案をさせていただいております。

本市では「ちばチャリストایل！」の施策展開を行っていることと、自転車は生活に欠くことのできない身近な移動手段である一方で、自転車等の交通事故であったり、マナーの低下なども昨今社会的な問題にもなってきていると感じています。また、さらに新たな移動手段として、モビリティの台頭など、今、様々千葉市でも、シェアサイクル等も使いながらモデル的にはやってはおりますけれども、こういった利用をどうしていくのかということもしっかりと位置づけていく必要はあると感じています。

また、道路交通法の改定も順次されていて、来年度には自転車に対する交通違反金の実施とか、また原動機付自転車という50ccのバイクの排ガス規制等で、125ccを最低とするような状況で、出力制限をしながら対応していくというような流れもあります。

そういった意味でも、駐輪場は、今50ccのスクーターは止められる環境にはありますけれども、一部250ccも止められるようですが、まだまだ駐輪場の利用というものも進めていかなければいけないのだろうと感じています。

例えば、一時貸し利用を進めることによって利用率を上げていくことも大事かと思っていますので、そういった環境の整備、そして収益、また利用のしやすさという部分も進めていけれ

ばと思います。そういった意味では、他都市の状況も確認していきながら、こういった取組を前に進めていくことも重要だということで、御提案させていただきます。

以上です。

○委員長（段木和彦君）　続きまして、亀井委員、お願いします。

○委員（亀井琢磨君）　4番の、地域公共交通の維持と交通不便地域への支援についてということで挙げさせていただきました。私もここ数年、都市建設委員会に所属させていただいておりまして、様々対策としての議案が出たり、各委員会からも路線の問題とか減便の問題についていろいろお話がありました。中央区においても、南部のほうは、生実や大巖寺や花輪、浜野もそうですけれども、大変厳しい現実があるということで、我々お叱りをいただくことも多々、本当に増えてまいりました。市民の足を守っていくことが、中央区においても市内のいろいろなところで問題になっていると思います。

そのような中で、今いろいろな取組が進められていて、なかなか厳しいのかと思っていたら、先般大巖寺は休日バスの運転手が確保できたということで、復活するというようなことでニュースがありまして、いいことだと思ったのですが、そういう意味で、今までこの委員会とか議会全体で進めてきた取組が花開いているものもあるかと思うので、委員会として調査したことがなかったものですから、しっかりここで調査して、よりよい提言とか全体理解につなげられればと思っただけの提案でございます。

以上です。

○委員長（段木和彦君）　ありがとうございます。

続いて川合委員、お願いします。

○委員（川合隆史君）　私からは、5番の公共交通における課題と実効性のある施策についてということなのですが、今、奇しくも亀井委員からもいろいろなバスの減便問題や公共交通の大きな課題というのは皆さんも共通認識していると思います。実際には、千葉市においてもバス減便に関しては非常に大きな問題ですし、持続可能な公共交通の維持、再構築を図るためには、特に私たちも、高齢者の方から非常に自分たちの外出に関する不便さを訴えられるところを考えると、運輸政策、都市計画等だけではなく、地域の福祉であったり労務環境など、複数の分野にまたがる総合的な調査研究が必要であると考えております。短期的な影響と、また中長期的な効果双方を視野に入れた調査を実施することで、千葉市に対して実効性のある具体的な施策提案ができればと思いますので、そこを目指していければと思っただけの提案させていただきました。

以上です。

○委員長（段木和彦君）　ありがとうございます。

続きまして、佐々木委員、お願いします。

○委員（佐々木友樹君）　私からは団地の再生と活性化で、以前団地の再生ということで、平成29年にたしか調査項目でありました。これは本当に永遠の課題になるかと思っています。今、美浜区は、高経年住宅の団地が増えて、一方で新しいマンション等はできてきていますけれども、やはり居住者の高齢化ですとか、様々団体のなり手不足の課題があります。

現在の花見川団地を拠点として、活性化の取組が進められておりますけれども、まだまだ市内に多くの住宅団地が存在している中で、この活性化策を一部の団地にとどめることなく、他

の自治体等の活性化策なども調査して、やはり横展開をしていく必要があるのかと考えております。いずれにしても、団地だとかそのようなところが活性化していかないと、皆さんから提案があります公共交通の部分でも、利用者が増えなければということもありますので、このことについて、関連づけて何かしら調査していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（段木和彦君）　ありがとうございます。

続きまして、小松崎委員、お願いします。

○委員（小松崎文嘉君）　私は、これは7番だけ書いたわけではなくて、ほかのも書いていたのですけれども、実際にはバスの減便です。先ほど亀井委員が言っていましたけれども、中央区が物すごい勢いで減便されて、若葉区と、稲毛区のほうで自分が使うバス路線は全然減っていないのですけれども、若葉区と稲毛区などを結ぶバスがすごく減っているのです。だから、そういったところです。

それから、実は私の次の方になるかと思うのですけれども、交通不便地域が今までは200メートル以内にバス停がない方とかだったんですけれども、バス停はあるのだけれども1日1便とか2便とか、吉幾三の歌ではないかと思うのですけれども、そのぐらいの所も実はバスの交通不便地域にカウントされないという問題もあったりすると思うのです。

そういうことがあるので、当てになるバス、もしくはそういうことをやると考えるならば、他の会派の方がよくデマンドとかいろいろな話をされているのですけれども、いずれにせよ運転手がいたり車両がないと駄目なのです。

ところが、コロナ中に中国の方に結構車両を売ってしまっている方が多いのです。そうすると、今さら再取得もできないし、高いと。そうすると、民間のバスを使うということで私としては出させていただいたのです。実際には、民間のバスの活用は2つ目の話であって、交通不便地域の具体的な定義と、多少なりとも縮小とかを早めにやらないと、テーマはなかなか解決しないです。2年前にやった空き家も、この前やったから、結構今だんだん効力が出てきていることを考えると、今一番いいテーマではないかと思って書かせていただきました。

以上です。

○委員長（段木和彦君）　ありがとうございます。

続きまして、向後委員。

○委員（向後保雄君）　私も、中央区でありながら路線バスの減便、そして交通不便であることを、近い町でありながらそういう問題が出ていることもあるので、それに対して行政側はいろいろな政策を打ってくれていますけれども、まだその結果が出ていない。だから、引き続きこれは当委員会のテーマとしてやるべきだということで、提案させていただきました。

以上です。

○委員長（段木和彦君）　ありがとうございます。

それでは次に、岳田副委員長、お願いいたします。

○副委員長（岳田雄亮君）　私のほうからは、交通不便地域の存在を提案させていただきます。

若葉区においても、本当に不便だと思っている方はたくさんいると思います。一部バス路線がなくなりましたけれども、千葉市のほうで手当てをしていただいて可能となっているところもありますけれども、それでも不便に思っている方は多くいまして、コミュニティバス等はあ

りますけれども、それこそ小松崎委員がおっしゃったように、1日1便しかない部分もあったり、その辺を考えていただきたいと思っております、交通体系の在り方を探る必要があると思ひまして、公共交通の利便性向上と持続可能な交通体系の構築を提案させていただきます。

○委員長（段木和彦君）　ありがとうございます。

最後に、私より御説明いたします。

私も地域公共交通と総合交通政策についてとして提出させていただきました。理由については、今、交通政策について提案されている委員の皆さんから出たとおりでございます。

特に2点、この中でも言いたいの、今皆さんからバスの問題が出ましたが、新年度より、本市においてバス対策担当課長が設置されたということでございます。それだけ大きな問題として市でも捉えていると私も捉えております。

それとあともう一点が、2021年から2025年を計画期間といたしました千葉市地域公共交通計画が、2025年に最終年度を迎えることとなっております。こちらの計画も新たな計画をこれからまた作っていくと伺っていますが、やはり当委員会といたしましても、それに対して提案をしていくべきだということを考えておりますので、このようなテーマで提案をさせていただきました。

以上でございます。

それでは、各委員の御提案等を踏まえまして、今期委員会で調査したいと思われたテーマがありましたら、御意見をお願いいたします。小松崎委員。

○委員（小松崎文嘉君）　団地とか交通が出ているんですが、私が出したからというわけではないけれども、結構多めかというのと、先ほど私も気がつかなかったんですけれども、5年計画が最終年度だということもあったので、2つあるのだったら、できれば1つは入れてもらいたいと思いました。

以上です。

○委員長（段木和彦君）　ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。伊藤委員。

○委員（伊藤康平君）　基本的には委員長のお考えに沿うというか、お任せしますけれども、自転車も一つの移動手段なので、そのような環境整備も進めていくことも必要かと思うので、もし公共交通の調査を仮に進めていかれるのであれば、その中に1つの課題として取り込んでいただければありがたいと思っております。

以上です。

○委員長（段木和彦君）　ありがとうございます。

ほかに。川合委員。

○委員（川合隆史君）　いろいろな方からいろいろな意見があって、本当に全てが非常に大きな課題だとは理解しておりますし、調査が必要だというのは理解します。

ただ、常任委員会の運営において、あまり今度広い調査テーマにしていくと、非常に僕らも調査していく中でばやけて示してしまうこともあると思いますので、委員長、副委員長にはしっかりとスポットライトを当てるところを明確にさせていただいて、私としては正副一任でお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（段木和彦君）　ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君）　この調査項目を出した後に、同じ会派から交通政策も取り入れたらどうかという意見がありましたので、団地というのは結構大きな課題なので、今回は委員長にお任せしますけれども、よろしくお願いします。

○委員長（段木和彦君）　ありがとうございます。

皆様からいろいろ御意見をいただきまして、やはりどれもすごく重要なテーマだと感じました。ただ、10人いる中で6人から交通政策について挙がっているということ、あと、また、ほかの提案を頂いた委員の御意見の中にも、交通政策につながってくるものがあると感じておりますので、今年度のテーマですが、細かい文言は別として、バスを中心とした地域公共交通と総合交通政策についてに決定させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（段木和彦君）　ありがとうございました。それでは、そのように決定させていただきます。

また、今後の活動計画の作成につきましては、正副委員長に御一任願います。

なお、決定した年間調査テーマにつきましては、6月25日水曜日の本会議で委員長が報告することになっておりますので、御承知おき願います。

委員会視察について

○委員長（段木和彦君）　最後に、委員会視察について御協議願います。

年間調査テーマのほか、所管事務調査事項提案一覧表などを参考に、所管局の重要な施策を視察したいと考えております。

視察先に関して御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

〔「委員長一任」と呼ぶ者あり〕

○委員長（段木和彦君）　恐れ入ります。

それでは、視察先につきましては、先方の都合等もございますことから、正副委員長に御一任願います。

次に、視察の日程についてですが、正副委員長案を申し上げます。

今日は予定表を皆さんお持ちになっていただいていると思いますが、11月11日火曜日から11月13日木曜日、こちらが第1候補となりますが、皆様いかがでしょうか。（「第2候補はどうなっていますか」と呼ぶ者あり）第2候補は同じ週の11月12日から11月14日です。ですから、火曜日、水曜日、木曜日か、水曜日、木曜日、金曜日です。（「ほかの月とかはないんですか」と呼ぶ者あり）ほかの月は、一応、第3候補もその週のうち、11月10日から11月13日ということに。（「10月は」と呼ぶ者あり）10月は、第4希望となりますが、10月14日から10月16日です。（「私、もしかしたらこの週だけ2日間いないかもしれないので、場合によっては行けない可能性があります。1日遅れる可能性があります」と呼ぶ者あり）日にちがもし分かれば、早めに。あるいは、10月14日から10月16日という第4候補もありますけれども。（「10月でもいいんですか。そちらは全然何の問題もないです。私はあくまで11月なので」と呼ぶ者あり）ほかの皆様はいかがでしょうか。（「どちらでも大丈夫な予定です」と呼ぶ者あり）そうです

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

か。10月でも大丈夫ですかね。

それでは、これからまた少し協議もありますけれども、基本的には10月14日、15日、16日の2泊3日ということで進めてまいりたいと思います。

以上で、委員会視察についての協議を終わります。

以上で、都市建設委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

午後0時36分散会